

2023年7月20日

〔第1.1版で点検〕

「私立大学ガバナンス・コード」遵守状況報告書

概要

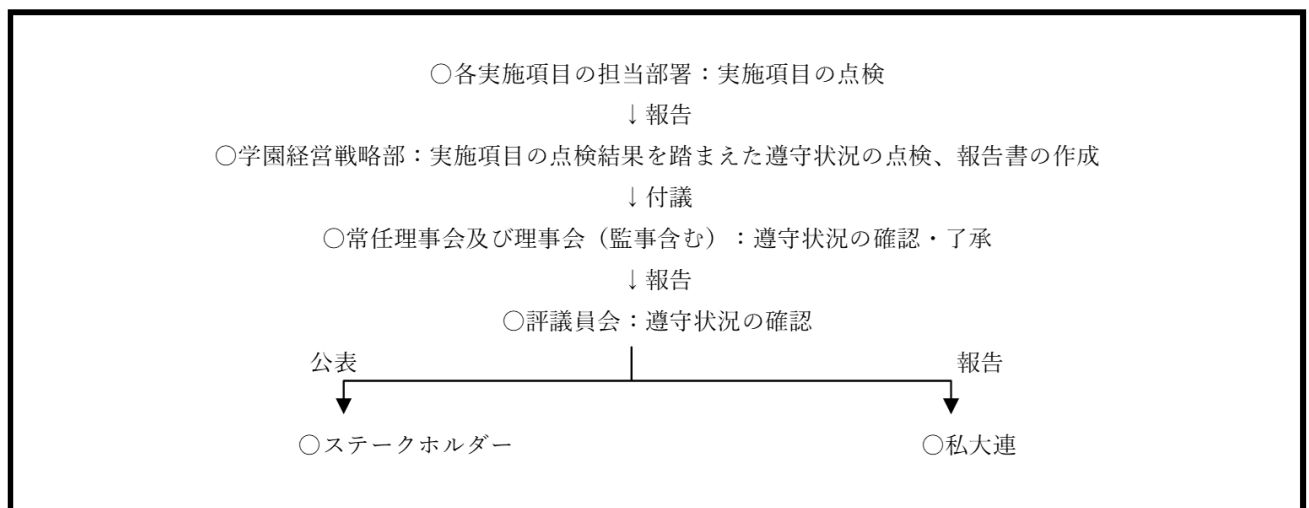
1. 法人名等

法人名	学校法人梅村学園
法人代表者	梅村 清英
担当部署	学園経営戦略部
お問合せ先	052-835-7138

2. 「基本原則」及び「遵守原則」の遵守概況

基本原則	基本原則の遵守状況	遵守原則	遵守原則の遵守状況
1. 自律性の確保	「遵守」	1-1	「遵守」
2. 公共性の確保	「遵守」	2-1	「遵守」
		2-2	「遵守」
3. 信頼性・ 透明性の確保	「遵守」	3-1	「遵守」
		3-2	「遵守」
		3-3	「遵守」
4. 継続性の確保	「遵守」	4-1	「遵守」
		4-2	「遵守」

3. 遵守状況の確認フロー図



「基本原則」及び「遵守原則」の遵守状況（取組状況）の詳細等

1. 各「基本原則」及び「遵守原則」の遵守状況の説明

基本原則「1. 自律性の確保」

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守方法に係る説明	「遵守原則の遵守方法に係る説明」のとおり、建学の精神・理念に沿って学園の長期ビジョン「UMEMURA VISION 2033」及び学校法人梅村学園中期経営計画を策定し、掲げた施策を実行する中で自主性・自律性を確保し、学内外の理解の獲得に努めている。 これらのことから、基本原則1. の遵守を実現している。

遵守原則1-1 教育研究目的の明確化、理解の獲得

遵守状況	「遵守」
エクस्पラインの種類	一部もしくは全ての重点事項について、別の方策によって達成できている
遵守原則の遵守方法に係る説明	10年先のあるべき姿を示すものとして、教職協働体制のもと、学園の長期ビジョン「UMEMURA VISION 2033」を定めている。 また、学校法人梅村学園中期経営計画の策定及び実施を通じ、教育研究目的を明確化し、学内外の理解の獲得に努めている。さらに、2024年度からスタートする長期計画（大学：NEXT10 2033、附属高校：NEXT10-sh 2033）については、学内教職員の意見を吸い上げながら、推進事項や施策の策定を行っている。なお、建学の精神・理念、中期経営計画、教育研究上の目的、各種方針は公式ホームページにおいて広く社会に公表している。 これらの取組により、遵守原則1-1を遵守している。

基本原則「2. 公共性の確保」

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守方法に係る説明	「遵守原則の遵守方法に係る説明」のとおり、建学の精神及び理念の実現に向けて、教育、研究、学生支援、社会連携・社会貢献等の活動について、自ら点検、評価を行い、質の向上に向けた改善、改革に取り組み、地域社会への貢献に努めている。 これらのことから、基本原則2. の遵守を実現している。

遵守原則2-1 有益な人材の育成

遵守状況	「遵守」
エクस्पラインの種類	一部もしくは全ての重点事項について、別の方策によって達成できている
遵守原則の遵守方法に係る説明	2022年度に「教育質保証会議」「学生支援会議」「自己点検・評価委員会」等を統合して新たに設置した「内部質保証会議」が中心となり、学部・研究科等の各部局や全学委員会の組織的な教育活動を推進し、さらなる質向上と活性化を目指すとともに、社会や地域にとって有為な人材を育成するよう努めている。また、本学が有する様々な分野の研究成果を積極的に社会に還元している。 これにより、遵守原則2-1を遵守している。

遵守原則2-2 社会への貢献

遵守状況	「遵守」
エクस्पラインの種類	一部もしくは全ての重点事項について、別の方策によって達成できている
遵守原則の遵守方法に係る説明	「社会連携・社会貢献に関する方針」を策定し、公式ホームページで公表している。また、大学の長期計画であるNEXT10においても、5つの骨子の一つとして、「社会連携」を位置付けており、地域の交流・連携の核となるための取組みを推進している。具体的には、公開講座の開講や「イーグルススポーツスクール」「子どもスポーツフェスタ」「かけっこ教室」「MIRAIへつなぐ「夢の教室」in豊田」等を開催し、地域との連携事業を積極的に推進している。 これらの取組により、遵守原則2-2を遵守している。

基本原則「3. 信頼性・透明性の確保」

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守方法に係る説明	<p>「遵守原則の遵守方法に係る説明」のとおり、法令を遵守し、監査・監事機能の実質化を図るとともに、不正行為の防止体制を整え、それらを積極的に情報公開することで、社会からの理解と信頼の確保に努めている。</p> <p>これらのことから、基本原則3. の遵守を実現している。</p>

遵守原則3-1 法令の遵守、社会貢献

遵守状況	「遵守」
エクस्पラインの種類	一部もしくは全ての重点事項について、別の方策によって達成できている
遵守原則の遵守方法に係る説明	<p>社会からの理解と信頼を確保するために、常に法令を遵守し、法人の健全な発展に資する取組を進めている。現在、3名の監事を配置しており、その選任に当たっては、独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任している。また、監事全員が評議員会や理事会に出席するとともに、常勤監事は教学の主要な会議にも参加し、積極的に意見を述べることで、組織風土の形成に努めている。</p> <p>これらの取組により、遵守原則3-1を遵守している。</p>

遵守原則3-2 理事会による執行、監督機能の実質化、不正防止制度整備

遵守状況	「遵守」
エクस्पラインの種類	一部もしくは全ての重点事項について、別の方策によって達成できている
遵守原則の遵守方法に係る説明	<p>「学校法人梅村学園行動規範」を定め、教職員に周知するとともに、ホームページにも掲載し、広く社会一般に公表している。国等から周知される、事業活動に関連する重要法令については、その都度、学内のイントラネットを通じて、関係教職員に周知している。また、公益通報者保護法その他関係法令等に従い、「学校法人梅村学園公益通報者保護に関する規程」に基づく「学校法人梅村学園公益通報者保護に関するガイドライン」を定め、ホームページを通じて広く社会一般に公開している。監事、公認会計士及び内部監査室との間では随時、情報及び意見交換を行っている。</p> <p>これらの取組により、遵守原則3-2を遵守している。</p>

遵守原則 3 - 3 積極的な情報公開

遵守状況	「遵守」
エクस्पラインの種類	一部もしくは全ての重点事項について、別の方策によって達成できている
遵守原則の遵守方法に係る説明	公開すべき情報が網羅的に集約された形で閲覧できるよう、公式ホームページ上で「情報公開」の項目を設けており、「法令に基づく教育情報の公表」をはじめ、「中京大学の基本情報」「経営・財務」「教育研究」など11項目に分類して情報公開を行っている。また、財務に関する平易な用語での説明、グラフや図を用いるなど、ステークホルダーにとって、より分かりやすく、使いやすい情報公開が実現できるよう都度見直しを行っている。これらの取組により、遵守原則 3 - 3 を遵守している。

基本原則「4. 継続性の確保」

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守方法に係る説明	「遵守原則の遵守方法に係る説明」のとおり、理事会、評議員会、監事、学長や学部教授会等の各機関が実質的に機能し、その役割を果たすことができるよう、大学における教育研究活動の維持、継続並びに発展に努めている。これらのことから、基本原則 4. の遵守を実現している。

遵守原則 4 - 1 大学運営に係る諸制度の実質化、自律的な大学運営

遵守状況	「遵守」
エクस्पラインの種類	一部もしくは全ての重点事項について、別の方策によって達成できている
遵守原則の遵守方法に係る説明	機関内及び機関間の有効な相互牽制が働くよう、理事、評議員および監事は学外者を含めて選出している。また、3名の監事のうち、1名は常勤を選出しており、監事がモニタリングに必要な正しい情報を適時、適切に得られ、内部監査室と適時・適切に意思疎通を図れるような体制を整備している。これらの取組により、遵守原則 4 - 1 を遵守している。

遵守原則 4 - 2 財政基盤の安定化、経営基盤の強化

遵守状況	「遵守」
エクस्पラインの種類	一部もしくは全ての重点事項について、別の方策によって達成できている
遵守原則の遵守方法に係る説明	<p>教育機関として健全でゆるぎない財政基盤の再構築を図るため、寄付金事業や補助金のほか、地方自治体・企業・大学を含めた地域連携・社会連携活動を通じて外部資金の獲得にも努めている。</p> <p>また、戦略的な予算編成を行うとともに、健全な財務体質を測定する財務指標を設定し、公表している。危機管理体制については、学校法人梅村学園危機管理規程において、学内の各部門が危機管理を徹底するための施策を定めている。</p> <p>これらの取組により、遵守原則 4 - 2 を遵守している。</p>